

学校いじめ防止基本方針

湯川村立笈川小学校

〔平成26年4月策定〕
〔令和5年2月改訂〕

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放棄することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子がくると、その場からみんながいなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

3 いじめ防止等の対策のための組織

- ① 名称
「いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）」
- ② 構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、低中高各ブロック代表、養護教諭
(スクールカウンセラー)
- ③ 組織の役割
 - ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・未然防止等、教職員の資質能力向上のための校内研修
 - ・いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

4 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめ未然防止のための取り組み

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

・規律 ・学力 ・自己有用感

★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった子どもを育てる。

- ① 授業では
 - 規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。
 - わかる授業づくりを進める。
 - すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
 - 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
 - 授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の問題を改善する。
 - 教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

② 道徳や特別活動等では

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

道徳教育や学級活動等で「いじめはいけない」「何がいじめなのか」を指導する。

他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。

友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。

特別活動など、他の児童生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。

③ 休み時間等では

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。

「小さなサイン」を見逃さない。

よりよい人間関係づくりを指導する。

一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。

児童への温かい言動に心がける。

④ インターネット上のいじめを防止するために

関係機関と連携し、状況を把握する。

情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。

保護者懇談会やPTA 総会等を利用して、保護者へ啓発する。

(2) いじめの早期発見のための取組

児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。

WEBQ-U 調査及び学級力アンケートを活用して学級づくりを進める。

児童へのいじめアンケートを学期ごとに実施する。

定期的に教育相談を実施する。

電話相談を周知する。

スクールカウンセラーを積極的に活用する。

保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

5 いじめ発生時における対応、措置

(1) いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取組

① いじめ・不登校対策委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断する。

いじめの事実確認をする。(いじめられた児童、いじめた児童、保護者等)

(一方的、一面的な解釈で対応しない。プライバシーを守る。迅速に対応する。)

いじめの情報交換をして、具体的な対応策を検討する。(4 S 対応 スピード感 誠実な対応・組織的対応・終末確認)

② いじめられた児童生徒と保護者を支援する。

守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。

家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。

- ③ いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
 - 「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。
 - 望ましいあり方について児童や保護者へ助言する。
 - 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
 - ④ いじめが起きた集団への働きかけをする。
 - いじめを見ていた児童へ、自分の問題として捉えさせる。
 - 臨時の学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - ⑤ 経過観察
 - 被害・加害児童、保護者への聞き取りを適宜行う。
 - 被害・加害児童の様子を観察し、組織的に支援する。
- (2) Web上でのいじめの対応
- 不適切な書き込みがあった場合には、いじめ・不登校対策委員会で対応を協議する。
 - 被害児童からの聞き取りと心のケアを行う。
 - 保護者を通じた書き込みの削除依頼をする。
 - 悪質な場合には、法務局人権擁護部や所轄の警察署等、関係機関と連携して対応する。

6 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等の重大な被害を被った場合
 - ・精神面の疾患を発症した場合
 - いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
 - 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ① 重大事態の報告
- 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。
- ② 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。
- 学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
 - 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - 調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は村長に報告する。）
 - 調査結果を踏まえて必要な措置をする。
 - 教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。
- ③ 経過観察
- 被害・加害児童、保護者への聞き取りを行う。
 - 被害・加害児童の様子を観察し、組織的に支援する。